

平成29年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 工業用水道事業費用	2,843,417千円	△11,809千円	1,537千円	2,833,145千円
第1項 営 業 費 用	2,694,725千円	△11,809千円	1,537千円	2,684,453千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額772,631千円は、過年度分損益勘定留保資金647,630千円及び当年度分損益勘定留保資金125,001千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	3,387,810千円	40千円	203千円	3,388,053千円
第1項 建 設 改 良 費	2,822,172千円	40千円	203千円	2,822,415千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	293,114千円	△11,874千円	1,740千円	282,980千円

平成29年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 地域開発事業費用	4,472,437千円	△3,363千円	350千円	4,469,424千円
第1項 営業費用	4,288,825千円	△3,122千円	350千円	4,286,053千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,482千円は、過年度分損益勘定留保資金228,482千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 資本的収入	2,144,101千円	△6,122千円	99千円	2,138,078千円
第1項 企業債	2,140,334千円	△6,122千円	99千円	2,134,311千円

支 出

第1款 資本的支出 2,372,583千円 △6,122千円 99千円 2,366,560千円

第1項 いわき四倉中核工業 2,172,583千円 △6,122千円 99千円 2,166,560千円

団地第2期整備事業費

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 限度額	正		前 利率	償還の方法
		起債の方法			
工業団地造成事業費	2,140,334千円	1	借入方法 普通貸借	年10%	起債日から10年以内の期間において 資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業 会計の都合により繰上償還をし、償 還年限を短縮し、又は借換えをする ことができるものとする。
		2	借入資金 銀行等引受資金	以 内	

起債の目的	既 限度額	提 出 補 正 予 定 額		利率	償還の方法
		起債の方法			
工業団地造成事業費	△6,122千円	1	借入方法 普通貸借	年10%	起債日から10年以内の期間において 資金の融通条件及び知事の定めるところ
		2	借入資金 銀行等引受資金	以 内	

ころにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

今 回 提 出 補 正 予 定 額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	99千円	1 借入方法 普通貸借	年10%	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 銀行等引受資金	以 内	

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	2,134,311千円	1 借入方法 普通貸借	年10%	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業
		2 借入資金 銀行等引受資金	以 内	

会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	83,857千円	△9,605千円	449千円	74,701千円

平成29年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成29年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 病院事業費用	7,666,880千円	△58,276千円	19,255千円	7,627,859千円
第1項 医業費用	6,662,986千円	△58,276千円	19,255千円	6,623,965千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	4,062,850千円	△69,529千円	19,255千円	4,012,576千円